○九州地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
出水市下知識町一六四一番から阿久根市赤瀬川字堂山二八二九番一まで	前	B A 八・四〇～二〇・〇〇	四六・二〇〇～一五・二一六	
	後	B A 八・四〇～二〇・〇〇	四六・二〇〇～一三・九〇〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日　九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）	図面縦覧場所
三号	出水市高尾野町上水流字永田一四三一番一から同市野田町下名字崩ノ上六二五七番一まで	一三・九〇〇～一五・二一六	一三・九〇〇～一五・二一六	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十一日

○九州地方整備局告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
出水市高尾野町上水流字石橋一一九一番二から同市野田町下名字四反坪九四七番二まで	一〇・一五～一三八・六三	二・八四三

四　指定する期日　平成二十九年三月十日

○九州地方整備局告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三号	八女市立花町下辺春字松ケ原二四三六番一から同市立花町下辺春字深野三二八六番二まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

三　占用を制限する理由

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年三月十一日

○九州地方整備局告示第五十四号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十九年三月十日　九州地方整備局長　小平田浩司

名称　海の中道海浜公園

位置　福岡県福岡市東区大字西戸崎及び大字奈多

区域　別紙図面のとおり（略）

（九州地方整備局に閲覧所を設け、平成二十九年三月十日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十九年三月二十五日

○九州地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十九年三月十日　九州地方整備局長　小平田浩司

一　施行者の名称　熊本県

二　都市計画事業の種類及び名称　熊本都市計画道路事業三・三・九十三号益城中央線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月十日至平成三十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　熊本県上益城郡益城町大字広崎字西原、字大友、字葉山、字居屋敷、字北原及び字内無田、大字福富字西之園、字打出宅地及び字前畑、大字惣領字木神、字野添、字水足、字中道及び字立道、大字馬水字駿河原、字下野添及び字上野添、大字安永字居屋敷、字柿添及び字火迫、大字宮園字辻及び字居屋敷、大字木山字居屋敷並びに大字寺迫字今吉及び字城ノ本地内

使用の部分　熊本県上益城郡益城町大字福富字西之園及び字打出宅地、大字馬水字駿河原及び字下野添並びに大字寺迫字今吉地内

五　収用の手続が保留される事業地　熊本県上益城郡益城町大字広崎字西原、字大友、字葉山、字居屋敷、字北原及び字内無田、大字福富字西之園、字打出宅地及び字前畑、大字惣領字木神、字野添、字水足、字中道及び字立道、大字馬水字駿河原、字下野添及び字上野添、大字安永字居屋敷、字柿添及び字火迫、大字宮園字辻及び字居屋敷、大字木山字居屋敷並びに大字寺迫字今吉及び字城ノ本地内

○沖縄総合事務局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年沖縄総合事務局告示第四十一号那覇広域都市計画道路事業三・三・十号汀良翁長線

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月十四日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十四年沖縄総合事務局告示第四十五号の事業地のうち沖縄県那覇市首里石嶺町二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし